

2027年1月4日から

前払金の払出手続きが一部変更になります

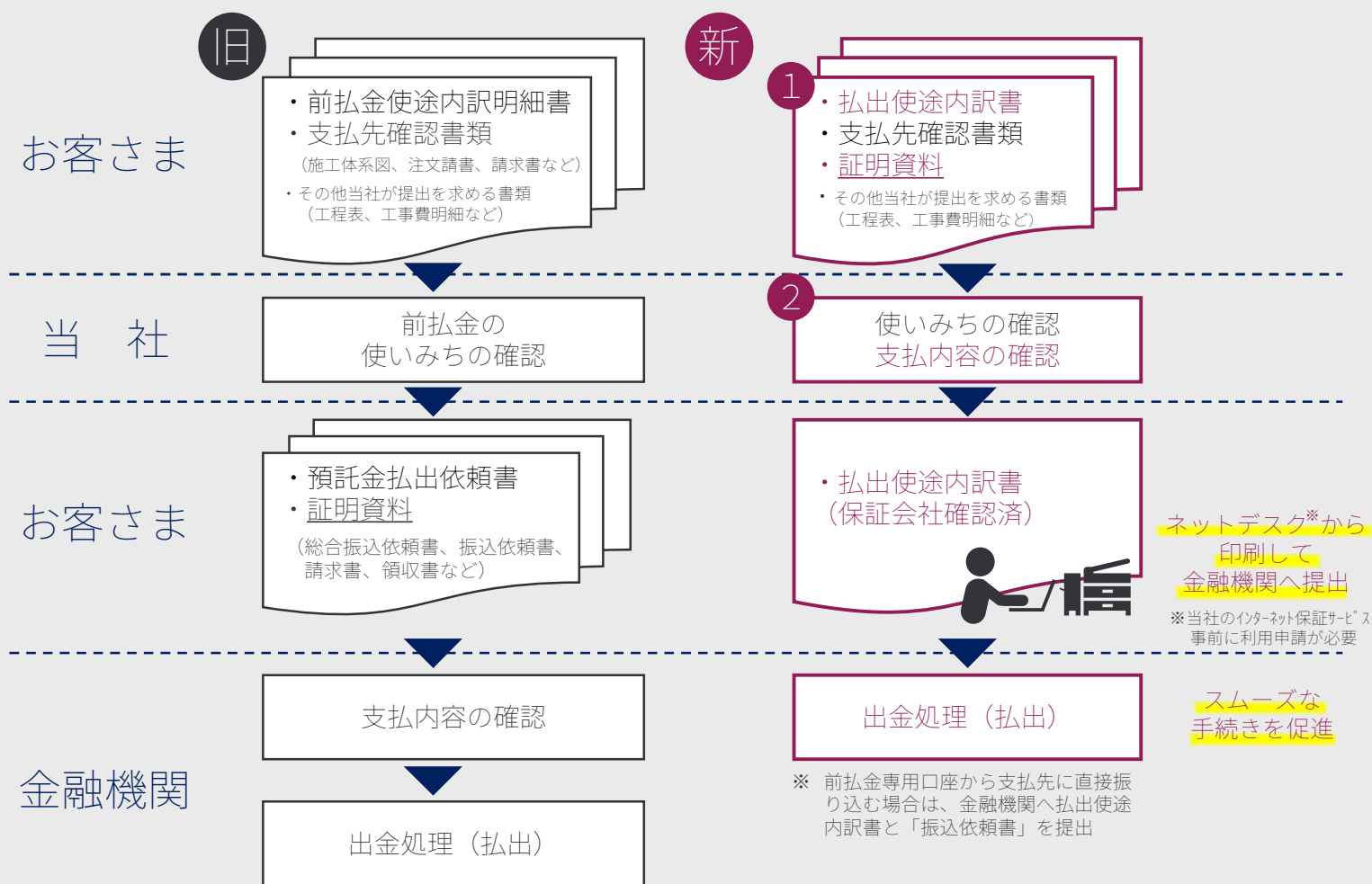
1

前払金使途内訳明細書と預託金払出依頼書の様式を統合し「**預託金払出依頼書 兼 前払金使途内訳明細書（略称：払出使途内訳書）**」とします。

2

当社が前払金の**使いみちと支払内容の両方**を確認します。これまで金融機関に提出していた証明資料は当社に提出してください。

変更後の書類作成・提出イメージ



ポイント💡

- 前払金使途内訳明細書と預託金払出依頼書を1つに統合の上、押印を廃止します。
- 前払金の使いみちについて、払出の都度、支払内容(支払先・金額)確定分を当社にご提出いただきます。
- 証明資料の提出先を、金融機関から当社に変更します。

メリット👍

- 複数ある様式を統合し、わかりづらさを解消します
- 記載項目の削減及び押印廃止で、お客さまの書類作成の負担を軽減します。
- 当社の事前確認で、金融機関におけるスムーズな払出手続きを促進します。

前払金の使いみちについては、払出の都度、支払内容が確定しているものをご提出ください。

※これまでのように先々の支払分(計画)のご提出は不要です。

Q & A

A 手続きはとても簡単です。利用申請書を当社の営業部・支店までFAX（又は郵送）でお送りください。速やかにID・パスワードを発行いたします。利用申請書は当社Webサイトからダウンロードできます。これを機に是非ご利用ください。